

令和5年6月1日

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

埼玉労働局長登録教習機関
一般財団法人江南クレーン教習所

令和も5年になりました。ここ3年間悩まされた新型コロナウイルスによる感染症も5月からは季節性のインフルエンザと同等の扱いとなり、これまであった規制などが撤廃されます。外国からの観光客も順調に増加し観光業界も活気があるようです。一方半導体の不足により自動車の販売については納入が大変遅れてしまっている状況が続いております。当所でも新型コロナウイルスによる感染症の感染防止対策も少しずつ軽くしていこうと思いますが、講師・指導員はマスク着用、受講生へのマスク着用も当面の間お願いしてまいります。

令和5年10月より、建築物の解体改修時の石綿含有建材に対する事前調査を行う場合に、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者が行うことが義務付けられます。これに合わせた駆け込み需要に期待しております。

また、現在陸上貨物運送事業による労働災害の増加がみられ、特に荷役作業に係る労働災害が多く発生しています。多くは墜落・転落によるもので、これを防止するために令和6年2月より新しく特別教育の中にテールゲートリフターが新設されます。皆様のご協力を頂きながら開始していきたいと思っております。また、全国登録教習機関協会による、講師養成研修にも会場と講師の提供により貢献していきます。

クレ・デリ(クレーン限定)実技教習・移動式クレーン運転士実技教習の基本運転4時間が令和5年4月より1日2時間まで可能となりました。それにより6日間かかっていた教習機関を4日間に短縮することができるようになりましたので、本年度より4日間コースを新設しました。

講習の受講申し込みもインターネットから申し込みができるようにし、領収書・請求書もインボイスに対応したものにし、郵送だったものもメールを使用したりすることで事務作業の効率化を図ります。

今年度は教習所の登録更新を行わなければなりません早めに準備を開始しなるべく早く登録更新を済ませるようにしたいと思います。